

毎週火、金曜日発行(但休日と当るとき(翌日))  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

◇公 告 昭和三十五年度二級技能検定試験の実施

## 公 告

職業訓練法(昭和三十三年法律第百三十三号)第二十五  
条及び職業訓練法施行令(昭和三十三年政令第百九十九  
号)第二条の規定により、昭和三十五年度の左官及び  
建具工の二級の技能検定の試験を次のとおり実施する。

昭和三十五年十月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 一 検定職種及び試験科目

試験は、次の検定職種について第一次試験及び第二次  
試験に分け、それぞれ次の試験科目について行なう。

二 試験の実施期日	建具工	左 官	検定職種	第一次試験	第二次試験
			科目	科目	科目
	一実技 技能要素	一実技 技能要素	一実技 技能要素	一実技 技能要素	一実技 技能要素
	二学 科	二学 科	二学 科	二学 科	二学 科
5	安全作業法	安全作業法	安全作業法	安全作業法	安全作業法
4	設計及び製図	設計及び製図	設計及び製図	設計及び製図	設計及び製図
3	建築意	建築意	建築意	建築意	建築意
2	材料法	材料法	材料法	材料法	材料法
1	工 作	工 作	工 作	工 作	工 作
	実 技	実 技	実 技	実 技	実 技
	建具作業	左官作業	左官作業	左官作業	左官作業

職 種	区 験	試 験 の 実 施 期 日
左 官	第一次 試験	昭和三十六年一月八日 (日) 午前九時から午後五時まで
	第二次 試験	昭和三十六年二月二十六日 (日) から昭和三十六年三月三十一日 (金) までの間において指定する日
建具工	第一次 試験	昭和三十六年一月八日 (日) 午前九時から午後五時まで
	第二次 試験	昭和三十六年二月二十六日 (日) から昭和三十六年三月三十一日 (金) までの間において指定する日

三 試験の実施場所

職 種	試 験 の 区 分 及 び 試 験 の 実 施 場 所
左 官	第一次試験 鳥取市、倉吉市、米子市 第二次試験 鳥取市、倉吉市、米子市
建具工	第一次試験 鳥取市、倉吉市、米子市 第二次試験 鳥取市、倉吉市、米子市

四 受験資格

1 次の各号の一に該当する者は、第一次試験を受けることができる。

(一) 公共職業訓練又は認定職業訓練 (旧職業補導又は旧技能者養成等を含む。) 修了者で次に掲げるもの

イ 検定職種に関し、基礎的な技能に関する公共職業訓練であつて訓練期間及び訓練時間の基準がそれぞれ一年及び千八百時間であるものを終了した者で、その後四年以上の実務経験を有するもの

ロ 検定職種に関し、旧公共職業補導所又は旧総合職業補導所の職業補導で訓練期間の基準が一年であるものを修了した者で、その後四年以上の実務の経験を有するもの

ハ 検定職種に関し、訓練期間の基準が三年以上である認定職業訓練を修了した者で、その後二年以上の実務の経験を有するもの

ニ 検定職種に関し、職業訓練法による改正前の

労働基準法による技能者養成を終了した者で、その後二年以上の実務の経験を有するもの

ホ 検定職種に関し、旧工場事業場技能者養成令 (昭和十四年勅令第百三十一号) による技能者の養成を終了した者で、その後二年以上の実務の経験を有するもの

イ 実務経験者で次に掲げるもの

検定職種に關して七年以上の実務の経験を有するもの

ロ 大学、短期大学又は旧専門学校の卒業者で次に掲げるもの

イ 大学 (短期大学を除き、旧大学令 (大正七年勅令第三百八十八号) による大学を含む。) 又は外国の学校で大学と同等以上と認められるものにおいて検定職種に關する学科を修めて卒業した者

ロ 短期大学若しくは外国の学校で短期大学と同等以上と認められるもの又は旧専門学校令 (明

治三十六年勅令第六十一号) による専門学校において検定職種に關する学科を修めて卒業した者で、その後一年以上の実務の経験を有するもの

四 高等学校、旧中学校等の卒業者で次に掲げるもの

イ 学校教育法 (昭和二十二年法律第二十六号) による高等学校の専攻科において検定職種に關する学科を修めて修了した者で、その後一年以上の実務の経験を有するもの

ロ 学校教育法による高等学校若しくは外国の学校で高等学校と同等以上と認められるもの又は旧中等学校令 (昭和十八年勅令第三十六号) による実業学校 (修業年限が五年であるもの及び修業年限が三年以上で国民学校の高等科を修了したこと又はこれと同等以上の学力を有することを入学資格とするものに限る。) において検定職種に關する学科を修めて卒業した者で、そ

の後二年以上の実務の経験を有するもの  
 ハ 学校教育法による高等学校の別科において検  
 定職種に関する学校を修めて修了した者で、そ  
 の後四年以上の実務の経験を有するもの  
 ニ 学校教育法による高等学校又は外国の学校で  
 高等学校と同等以上と認められるものを卒業し  
 た者で、検定職種に關しその後四年以上の実務  
 の経験を有するもの  
 田 その他の者で次に掲げるもの  
 イ 学校教育法による各種学校のうち労働大臣が  
 指定するものにおいて検定職種に関する学科を  
 修めて卒業した者であつて、その後労働大臣が  
 定める年数以上の実務の経験を有するもの  
 ロ 労働大臣が別に定めるところにより前各号に  
 掲げる者と同等以上の技能を有すると認められ  
 る者

2 第二次試験は、第一次試験の合格者に限り受験す  
 ることができる。

五 試験の免除  
 1 次に掲げるものは、第一次試験のうち学科試験の  
 免除を受けることができる。  
 一 免許職種左官の職業訓練指導員試験に合格した  
 者又は職業訓練指導員免許を受けた者で検定職種  
 左官の技能検定を受けるもの  
 二 免許職種木工の職業訓練指導員試験に合格した  
 者又は職業訓練指導員の免許を受けた者で検定職  
 種建具工の技能検定を受けるもの  
 2 今回の技能検定においては、第一次試験の全部免  
 除を受けることができる者及び第二次試験の全部又  
 は一部の免除を受けることができる者はない。

六 受験の申請等の手続  
 1 受験申請書類  
 一 第一次試験  
 イ 二級技能検定第一次試験受験申請書  
 ロ 第一次試験の一部の免除を受けようとする者  
 については、当該免除を受ける資格があること

を証する書面

二 第二次試験

二級技能検定第二次試験受験申請書

2 受験申請書の提出先

第一次試験及び第二次試験の受験申請書の提出先は、  
 鳥取市本町三丁目鳥取商工会館別館内鳥取県商工労  
 働部職業安定課とすること。

3 受験申請書の受付期間

試験の区分	受 付 期 間
第一次試験	昭和三十五年十一月一日(火)から昭 和三十五年十一月三十日(水)まで
第二次試験	昭和三十六年二月六日(月)から昭和 三十六年二月十八日(土)まで

4 受験申請等に関する注意

一 受験申請書用紙は、鳥取県商工労働部職業安定  
 課又は職業訓練所及び関係同業組合(会)で交付  
 する。用紙の郵送を求める場合は、十円切手をは  
 つてあて先を明記した返信用封筒を同封すること。

二 受験申請書を郵送する場合には、書留郵便にし、  
封筒の表面に「二級技能検定第一次試験受験申請  
書在中」というように朱書きし、十円切手をはつて  
あて先を明記した返信用封筒を同封すること。

なお、郵送による受験申請書は、締切日までの消  
 印のあるものに限り受け付ける。

七 検定手数料

1 手数料の額

検定職種	第一次試験の 手数料	第二次試験の 手数料
左 官	四百円	千参百円
建具工	四百円	千参百円

2 納付の方法

第一次試験又は第二次試験の受験申請書の所定の欄  
 に右の表に掲げる額の収入証紙をはつて納付する。  
 その際、収入証紙に消印しないこと。  
 なお、申請受付後は、申請を取り消した場合又は試  
 験を受けなかつた場合でも手数料は返還しない。

八 合格の通知

1 第一次試験合格者に対する通知

第一次試験の合格者に対しては、昭和三十六年二月上旬書面で通知する。

2 技能検定合格者に対する通知

技能検定に合格した者に対する合格通知は、昭和三十六年五月上旬に合格証明書を交付して行なう。  
また、鳥取県公報に合格者の氏名を公告する。

九 その他

二級の技能検定について不明の点は、鳥取県商工労働部職業安定課又はもよりの職業訓練所に問い合わせること。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可 発行日 火 金

発行者 鳥取県鳥取市東町二丁目  
印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町  
[定価] 一部 月極 一〇円 (送料共)